

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部事務局長

### 「3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額の特例」について（通知）

平成27年10月に標準報酬制が導入されたことに伴い、組合員から申出が行われた場合に標記の特例（以下「3歳未満養育特例」といいます。）が適用されます。

この特例について、下記のとおりお知らせしますので、貴所属の組合員に周知してくださるようお願いします。

#### 記

#### 1 「3歳未満養育特例」の概要

3歳に満たない子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前（子の出生前等）の標準報酬月額を下回る場合に、共済組合へ申出をすることにより、将来の年金額の計算時に、養育期間前の高い標準報酬月額が使用されるものです。

※「子」は養子を含みます。「養育」とは同居していることをいいます。

#### 2 特例の対象者

3歳に満たない子を養育している組合員（ただし、産前産後休暇及び育児休業を取得中の掛金免除者を除く。）

※ 組合員の性別、子を被扶養者に行っているか、勤務形態（育児部分休業や育児短時間勤務等）を問わず対象となります。

※ 現状では特例の効果が無い場合や効果を得られるかどうか不明な場合でも、子が3歳に到達するまでの間に標準報酬月額が下がる可能性を考慮して、申出を行うことができます。

#### 3 特例の対象期間

養育の特例を開始したとき から 養育しないこととなったとき まで

##### 【事由例】

- ・子が出生したとき（男性組合員に限る）
- ・産前産後休暇を終了したとき（女性組合員に限る）
- ・育児休業等を終了したとき
- ・子と養子縁組をしたとき 等

##### 【事由例】

- ・子が3歳に到達したとき
- ・次の子の産前産後休暇を開始したとき（女性組合員に限る）
- ・次の子の育児休業等を開始したとき
- ・離婚や別居等により子を養育しなくなったとき
- ・他に3歳未満の子を養育することとなったとき
- ・組合員が退職したとき 等

#### 4 申出の方法

養育の特例を開始する事由が生じたとき、及び養育しないこととなる事由が生じたときに、次の書類を当支部（福利課）年金担当へ直接提出してください。

※ 申出の手續に総務事務システムは利用できません。

（裏面も御覧ください。）

### 養育の特例を開始したとき

#### (1)「3歳未満の子を養育する旨の申出書」

- ・公立学校共済組合埼玉支部の HP からダウンロードしてください。  
(埼玉支部トップページ > 手続きナビ > 組合員資格・年金の手続き  
> 標準報酬制に関する手続き > 3歳未満の子を養育している場合の標準報酬月額の特例)  
<https://www.kouritu.or.jp/saitama/tetsuduki/kyosai/hyojun/yoiku/index.html>

#### (2) 戸籍謄本(抄本)又は戸籍記載事項証明書【コピー不可】

- ・該当の子が被扶養者として認定されている場合、育児休業掛金免除、育児休業手当金を申請した場合等、共済組合の他の手続きで親子関係が確認できている場合は提出不要です。

#### (3) 世帯全員の住民票【コピー不可】(養育の特例を開始した日に申出者と子の同居が確認できるもの)

- ・上記(1)に、子の個人番号(マイナンバー)を記載した場合、提出を省略することができます。

※ (2)、(3)については、提出する場合、提出日から遡って90日以内に発行されたものを提出してください。

### 養育しないこととなったとき

#### (1)「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」

- ・公立学校共済組合埼玉支部の HP からダウンロードしてください。

※ 次の事由による場合は、この届出書の提出は不要です。

◆子が3歳に到達したとき ◆組合員が退職したとき

## 5 留意点

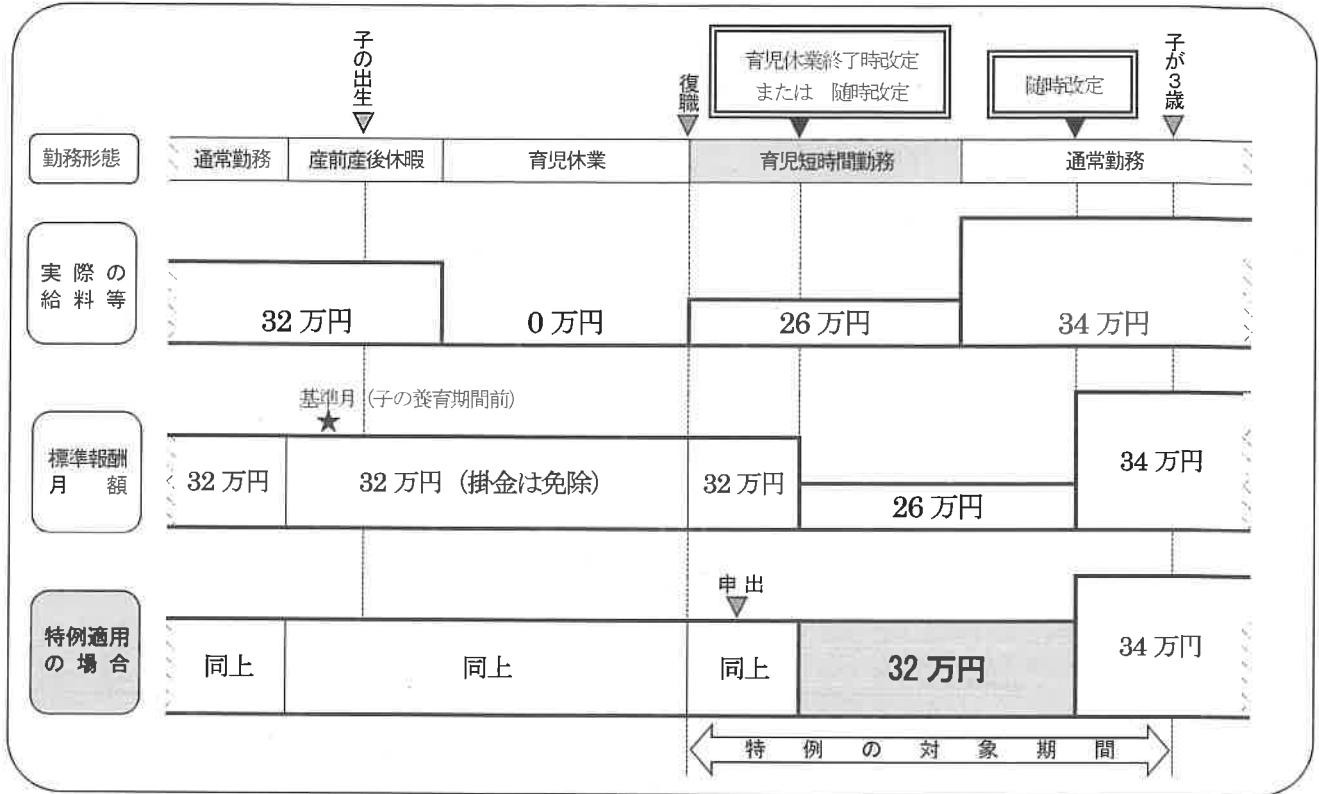
- (1)「養育の特例を開始したとき」、「養育しないこととなったとき」及びそれらの事由についての詳細は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」及び「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」の各裏面を参照してください。
- (2) 提出期限に定めはありませんが、2年の時効があるため、所属所で申出が受理された日から2年より前の対象期間については特例を適用できませんので御注意ください。
- (3) 申出を行っても、標準報酬月額が養育期間前の標準報酬月額を下回ることがない場合は、特例の適用はありません。
- (4) 特例は長期給付(年金)に係る標準報酬月額のみ適用されます。掛金(保険料)や短期給付等は本来の標準報酬月額を基礎に算定されます。
- (5) 郵送の際は簡易書留等を使用するなど、特定個人情報取扱規程等に基づき適切にお取り扱いください。

担当：福利課 経理担当 048-830-6691  
年金担当 048-830-6688

# 【参 考】

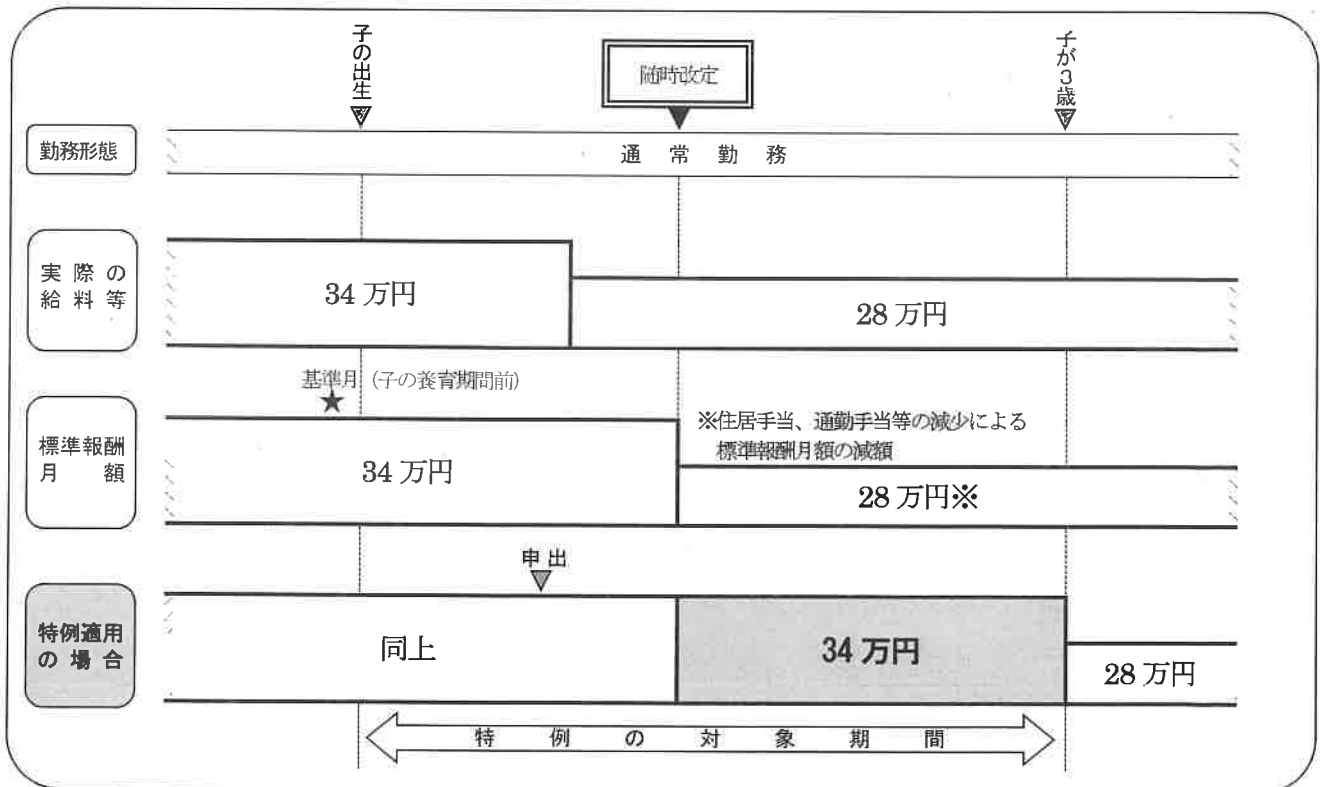
## イメージ図①

育児休業終了後に育児短時間勤務をした女性組合員の申出例



## イメージ図②

子が生まれた男性組合員の申出例



「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出した組合員には、「3歳未満養育特例」を適用し、対象期間中の標準報酬月額が子の養育期間前（★基準月）の額を下回る場合のみ、長期給付（年金計算）用の標準報酬月額を養育期間前の高い額とします。

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例(以下「3歳未満養育特例」といいます。)」の適用を受けることができます。3歳未満養育特例が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。
- 3歳未満養育特例は、3歳未満の子(養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含む)を養育(同居し監護)している組合員の方が対象となります。※別居の場合は対象とはなりません。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」をご提出ください。②、③に該当した場合は届出は不要です。
  - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
  - この申出に係る子が3歳に達したとき
  - 公立学校共済組合の組合員の資格を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
  - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
  - 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき
  - 損金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき
- この申出に基づき3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該申出に係る子について、「3歳未満の子を養育する旨の申出」を提出してください。

【記入にあたっての留意事項】

| 事 由                       | 記 入 例                             |
|---------------------------|-----------------------------------|
| 子が生まれたことによる場合             | 「1 出生」を○で囲み、出生年月日を記入してください。       |
| 子と申出者の養子縁組による場合           | 「2 養子縁組」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。 |
| 別居していた子と同居することとなったことによる場合 | 「3 同居開始」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。  |

【養育の特例を開始する日及びその事由】欄

| 事 由                                       | 記 入 例                                                                                                              |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子が生まれたことによる場合<br>【男性組合員に限りります】            | 「1 出生等」を○で囲み、出生年月日を記入してください。<br>※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同居に記入してください。(併せて前の子に添う「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」もご提出ください。) |
| 子と申出者の養子縁組による場合                           | 「1 出生等」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。                                                                                   |
| 別居していた子と同居することとなったことによる場合                 | 「1 出生等」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。                                                                                    |
| 育児休業等(掛金免除)が終了したことによる場合                   | 「2 育児終了」を○で囲み、育児休業等が終了した日の翌日を記入してください。                                                                             |
| 産前産後休業(掛金免除)が終了したことによる場合<br>【女性組合員に限りります】 | 「3 産休終了」を○で囲み、産前産後休業が終了した日の翌日を記入してください。                                                                            |
| 3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合                  | 「4 就職」を○で囲み、組合員となった日を記入してください。                                                                                     |

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書(コピー不可)(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの)
  - 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの)
    - 提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。
    - 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
  - (例) 育児休業等が終了した場合は、育児休業終了年月日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要。
    - 子の個人番号によるマイナンバー情報連携により、住民票の提出を省略することができます。
  - (詳しくは「子の個人番号について」を参照ください。)
- ※ 特別養子縁組の監護期間にある子については、上記1に代えて「家庭裁判所が発出した事件系属証明書」及び上記2の住民票が必要です。
- ※ 養子縁組里親に委託されている要保護児童については、上記1及び2に代えて「児童相談所が交付する措置決定通知書」が必要です。

【子の個人番号について】

- この個人番号は申出者本人が確認することなどになっているため、確認書類の添付は不要です。
  - 個人番号(マイナンバー)による情報連携の仕組みを利用して、養育特例の手続きに必要な住民票関係情報(地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に手続きを行います。これにより、申出者の方は添付書類のうち、原則、2の住民票の提出を省略することができます。
- ※ 住民票以外の添付書類(戸籍謄本)は、添付の省略をすることができます。

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、ご記入ください(ゴム印使用可)。

|                                                                |                                                                                                   |                             |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 所属所名                                                           | (フリガナ)<br>組 合 員 氏 名                                                                               |                             |
| 所属所コード                                                         | 組 合 員 番 号                                                                                         |                             |
| 組 合 員 生 年 月 日                                                  | 年                                                                                                 | 月                           |
|                                                                | 日                                                                                                 | 基礎年金番号                      |
| 養育することとなった日及びその事由<br>(該当する番号を○で囲んでください)                        | 養育することとなった日の属する月の前月に、他の実施機関に加入していた場合(※)、該当する番号を○で囲んでください。<br>(※)加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた実施機関 |                             |
|                                                                | 年                                                                                                 | 月                           |
|                                                                | 日                                                                                                 |                             |
|                                                                | 1 出生                                                                                              | 2 養子縁組                      |
|                                                                | 3 同居開始                                                                                            | 4 日本私立学校振興・共済事業団(第4号厚生年金保険) |
| ※裏面参照                                                          | 地方公務員共済組合(第3号厚生年金保険)                                                                              |                             |
| 養育の特例を開始した日及びその事由<br>(該当する番号を○で囲んでください)                        | [共済組合名: ]                                                                                         |                             |
|                                                                | 1 出生等                                                                                             | 2 産休終了                      |
|                                                                | 3 産休終了                                                                                            | 4 就職                        |
|                                                                | 5 産休終了                                                                                            | 6 就職                        |
|                                                                | 7 産休終了                                                                                            | 8 就職                        |
| 養育することとなった子                                                    | 氏 名                                                                                               | 生 年 月 日                     |
| 子の個人番号                                                         | 性別                                                                                                | 1 男 2 女                     |
| 上記の子を養育(同居し監護)している期間について、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険<br>公立学校共済組合埼玉支部長 殿 |                                                                                                   |                             |
| 住所 氏 名                                                         |                                                                                                   |                             |
| 年 月 日 年 月 日                                                    |                                                                                                   |                             |
| 上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。                                       |                                                                                                   |                             |
| 年 月 日                                                          | 職 名                                                                                               |                             |
| 所属所又は所属機関の長 氏 名                                                | 電 話                                                                                               |                             |